

愛南町道路占用料に関する規則 (平成16年10月1日規則第150号)

最終改正:平成19年9月25日規則第33号

改正内容:平成19年9月25日規則第33号 [平成30年9月26日]

○愛南町道路占用料に関する規則

平成16年10月1日規則第150号

改正

平成19年9月25日規則第33号

愛南町道路占用料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛南町道路占用料徴収条例(平成16年愛南町条例第191号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、道路占用料の徴収の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(占用料の減免)

第2条 条例第5条の規定により、町長は、次に掲げる占有物件に係る占用料について、特に必要があると認めるときは、条例第2条の額の範囲内において占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

(1) 道路法(昭和27年法律第180号)第35条に規定する事業及び地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する地方公共団体の行う公営企業

(2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件

(3) 街灯(アーチ型のものを除き、スズラン灯、防犯灯等名称のいかんを問わない。)

(4) 農道、林道その他公共通路(公衆が常時交通の一環として通行している道路)に係るもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、占用料を徴収することが著しく不相当であると認められる次に掲げる占有物件

ア 道路管理者の設ける街灯又は標識を無償で添加している電柱又は電話柱

イ 占有物件たる電柱及び電話柱を支えている支柱及び支線(本柱が他の道路管理者又は民地にある支柱及び支線は、本柱とみなし占用料を徴収する。ただし、支線のみ場合は、「その他のものの線類」により占用料を徴収する。)

ウ 公共的団体が設置する有線放送電話柱

エ 公共的団体又は電気事業者が設ける架空の道路縦横断線及び各戸引込み電線

オ 電気、水道及び下水管の各戸引込み地下埋設管

カ 公共的団体が設ける水管

キ かんがい排水施設その他農業用水の保全又は利用上必要な施設

ク カーブミラー、黄色回転灯、注意標識等道路交通の安全又は円滑を図る効用を有するもの

ケ くずかご、灰皿、掲示板、公衆便所等で、営利目的がなく道路の美化及び公衆の利便又は保護に著しく寄与する物件

コ 公共団体又は公共的団体が公共の用に供し、又は公益上必要な事業を実施するため広告、看板、旗ざお、幕その他これらに類するものを設置するため必要やむを得ず道路を臨時に占有する場合

サ アからコまでに掲げる物件のほか、慣行等から占用料を徴収することが不相当であると認めた物件

2 道路占用料を減額することができる物件は、別表のとおりとする。

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の内海村道路占用料に関する規則(昭和61年内海村規則第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年9月25日規則第33号抄)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

愛南町道路占用料に関する規則 愛南町例規集(愛媛県)

別表 (第2条関係)

占用物件の種類	単位	占用料
電柱、電話柱、街灯、バス標識に添加された広告物	占用面積1平方メートルにつき	条例で定める額の20パーセントを減額
共架柱（本来共架を目的として設けた柱のみならず事実上共架として機能を果たしている場合を含む。）	1本につき1年	140円